

八十二銀行の経営管理体制

役員体制

取締役

<p>取締役会長 山浦 愛幸 <i>Yoshiyuki Yamaura</i></p> <p>1969年4月 当行へ入行 1989年2月 国際部副部長 1989年6月 国際部副部長 兼ロンドン駐在員事務所長 1992年6月 上田支店副支店長 1994年6月 県庁内支店長 1996年6月 伊那支店長</p>	<p>1998年6月 取締役検査部長 1999年6月 常務取締役本店営業部長 2001年6月 常務取締役 2003年6月 専務取締役 2005年6月 取締役頭取 2013年6月 取締役会長(現職)</p>	<p>取締役頭取(代表取締役) 湯本 昭一 <i>Shoichi Yumoto</i></p> <p>1980年4月 当行へ入行 2000年6月 中野西支店長 2002年6月 下諏訪支店長 2004年6月 名古屋支店長 2006年6月 金融市場部長 2008年6月 執行役員金融市場部長 2009年6月 常務執行役員本店営業部長</p>	<p>2011年6月 常務取締役 2013年6月 取締役頭取(現職)</p>
<p>取締役副頭取(代表取締役) 松下 正樹 <i>Masaki Matsushita</i></p> <p>1982年4月 当行へ入行 2004年2月 長野南支店長 2006年2月 坂城支店長 2008年6月 企画部長 2011年6月 執行役員諏訪エリア諏訪支店長</p>	<p>2013年6月 常務執行役員東京営業部長 2014年6月 常務執行役員本店営業部長 2015年6月 常務取締役松本営業部長 2017年6月 取締役副頭取(現職)</p>	<p>常務取締役 舟見 英夫 <i>Hideo Funami</i></p> <p>1982年4月 当行へ入行 2003年4月 浅間温泉支店長 2005年2月 営業統括部副部長 2007年3月 駒ヶ根支店長 2009年5月 高田支店長</p>	<p>2010年6月 人事部長 2012年6月 執行役員上田支店長 2014年6月 執行役員企画部長 2017年6月 常務取締役(現職)</p>
<p>常務取締役 吉江 宗雄 <i>Muneo Yoshie</i></p> <p>1984年4月 当行へ入行 2002年3月 小海支店長 2004年2月 審査二部付 2004年6月 融資部付 2006年6月 屋代支店長 2008年6月 昭和通営業部長</p>	<p>2011年6月 法人部長 2013年6月 須坂エリア須坂支店長 2014年6月 執行役員須坂エリア須坂支店長 2015年6月 執行役員飯田エリア飯田支店長 2017年6月 常務取締役(現職)</p>	<p>常務取締役 佐藤 裕一 <i>Yuichi Sato</i></p> <p>1984年4月 当行へ入行 2003年6月 富士見支店長 2005年6月 川中島支店長 2006年6月 融資部付 2009年6月 リスク統括部長 2011年6月 企画部長</p>	<p>2013年6月 執行役員飯田エリア飯田支店長 2015年6月 常務執行役員東京営業部長 2017年6月 常務執行役員本店営業部長 2018年6月 常務取締役(現職)</p>
<p>常務取締役 宮原 博之 <i>Hiroyuki Miyahara</i></p> <p>1986年4月 当行へ入行 2008年6月 飯田支店副支店長 2010年6月 東京事務所長 2013年2月 屋代・稲荷山エリア屋代支店長 2015年6月 人事部長</p>	<p>2016年6月 執行役員人事部長 2017年6月 執行役員飯田エリア飯田支店長 2019年6月 常務取締役(現職)</p>	<p>常務取締役 浅井 隆彦 <i>Takahiko Asai</i></p> <p>1987年4月 当行へ入行 2005年9月 軽井沢支店長 2008年6月 融資部付 2010年6月 松代支店長 2013年6月 東京営業部営業一部長</p>	<p>2015年6月 リスク統括部長 2016年6月 融資部長 2017年6月 執行役員融資部長 2018年6月 常務執行役員本店営業部長 2019年6月 常務取締役(現職)</p>
<p>取締役* 田下 佳代 <i>Kayo Tashita</i></p> <p>1990年4月 弁護士登録(長野県弁護士会) 1991年4月 宮澤法律事務所勤務 1996年4月 田下法律事務所開設 2007年10月 長野県人事委員会委員(現任)</p>	<p>2014年4月 長野県弁護士会会長(2015年3月退任) 2016年6月 株式会社八十二銀行 社外取締役(現職)</p>	<p>取締役* 黒澤 壯吉 <i>Sokichi Kurosawa</i></p> <p>1958年4月 株式会社第一銀行 入行 1988年6月 株式会社第一勧業銀行 取締役総括部長委嘱 1991年6月 同 常務取締役 1993年4月 株式会社第一勧業情報システム</p>	<p>社長(2001年6月退任) 1994年6月 諏訪倉庫株式会社 非常勤監査役 2003年6月 同 非常勤取締役(現任) 2017年6月 株式会社八十二銀行 社外取締役(現職)</p>

(*)会社法第2条第15号に定める社外取締役

監査役

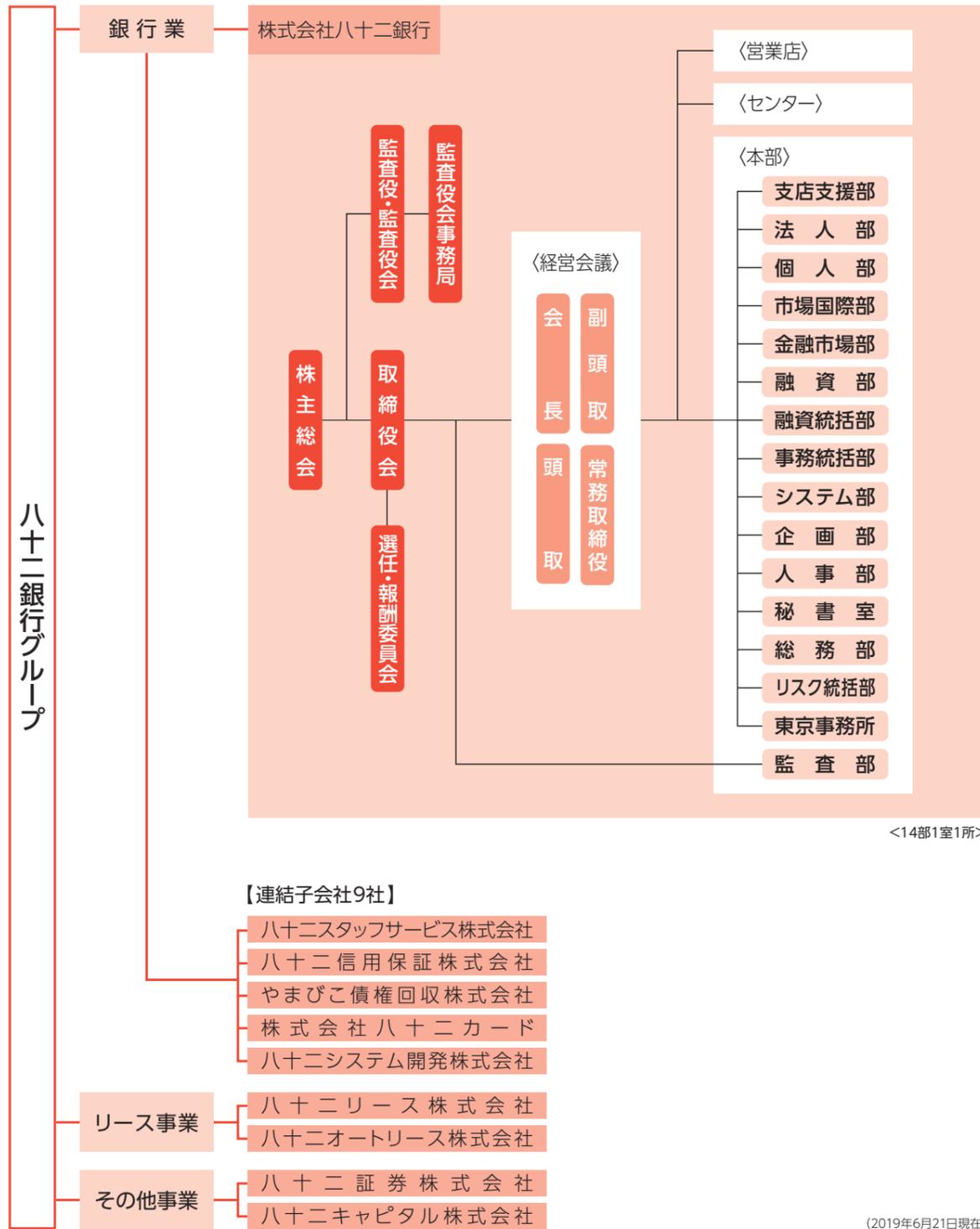
<p>常勤監査役 酒井 光一 <i>Koichi Sakai</i></p> <p>1984年4月 当行へ入行 2004年2月 波田支店長 2006年6月 東京事務所長 2008年6月 県庁内支店長 2011年6月 須坂エリア須坂支店長</p>	<p>2013年6月 伊那エリア伊那支店長 2014年6月 執行役員伊那エリア伊那支店長 2015年6月 執行役員融資部長 2016年6月 常勤監査役(現職)</p>	<p>常勤監査役 北澤 吉美 <i>Yoshimi Kitazawa</i></p> <p>1984年4月 当行へ入行 2004年6月 小布施支店長 2006年7月 高崎支店長 2009年5月 駒ヶ根支店長 2012年6月 高田支店長</p>	<p>2014年6月 事務統括部長 2015年6月 執行役員事務統括部長 2016年6月 執行役員上田支店長 2018年6月 常勤監査役(現職)</p>
<p>監査役* 門多 丈 <i>Takeshi Kadota</i></p> <p>1971年7月 三菱商事株式会社 入社 1991年6月 Mitsubishi Corporation Finance Plc. 代表取締役社長 1997年5月 三菱商事株式会社 企業投資部長 1999年4月 三菱商事証券株式会社 代表取締役社長 2002年1月 三菱商事証券 キヤピタルマーケットマネージャー</p>	<p>2003年4月 同 理事 金融事業本部長 2007年4月 同 退社 株式会社カドタ・アンド・カワノ 代表取締役社長 2007年6月 株式会社八十二銀行 社外監査役(現職)</p>	<p>監査役* 和田 恭良 <i>Yasuyoshi Wada</i></p> <p>1976年4月 長野県入行 2003年4月 同 佐久地方事務所長 2005年4月 社会福祉法人長野県社会福祉事業団 西御所所長 2006年11月 長野県企画局長 2008年4月 同 社会部長</p>	<p>2010年4月 同 環境部長 2010年9月 同 副知事 2015年4月 社会福祉法人長野県社会福祉事業団 理事長 2015年6月 株式会社八十二銀行 社外監査役(現職)</p>

(*)会社法第2条第16号に定める社外監査役

■社外取締役比率 20%
■女性取締役比率 10%

(2019年6月21日現在)

組織図



子会社等の情報

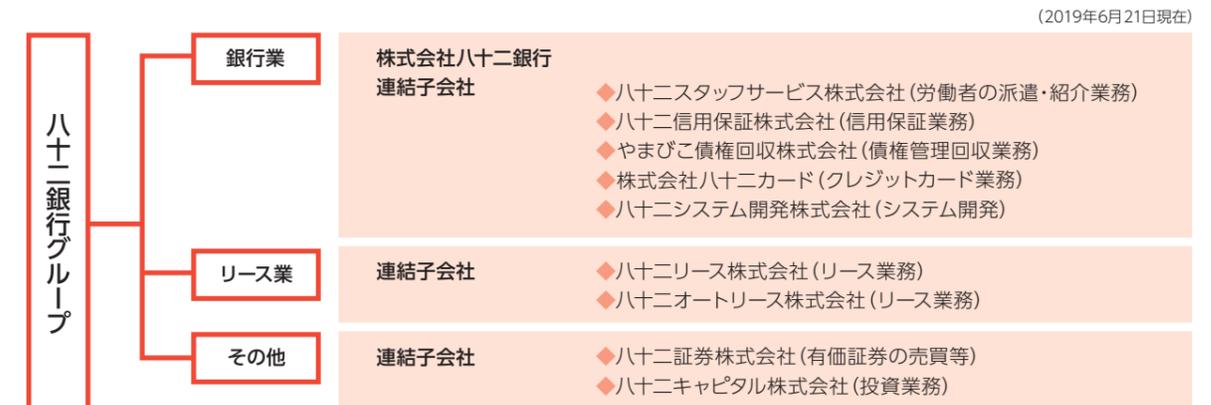
銀行の子会社等に関する事項

会社名 設立年月日	所在地	主要な事業の内容	資本金 (百万円)	当行出資 比率%	子会社等 出資比率%	銀行及びその 子会社等の出 資比率合計%
八十二スタッフサービス(株) 1986年9月11日	長野市大字中御所岡田 178番地2	労働者の派遣・紹介業務	20	100.0	-	100.0
八十二証券(株) 1949年5月11日	上田市常田 2丁目3番3号	有価証券の売買 有価証券売買の媒介、 取次及び代理	3,000	100.0	-	100.0
八十二信用保証(株) 1983年12月1日	長野市大字中御所岡田 178番地2	信用保証業務	30	100.0	-	100.0
やまびこ債権回収(株) 2000年6月2日	長野市大字中御所岡田 178番地2	債権管理回収業務	510	99.0	-	99.0
八十二リース(株) 1974年6月10日	長野市大字中御所岡田 218番地14	リース業務	200	25.7	21.4	47.1
(株)八十二カード 1982年8月2日	長野市南石堂町 1279番地3	クレジットカード業務	30	5.0	31.3	36.3
八十二システム開発(株) 1983年12月5日	長野市大字南長野西後町 1597番地1	システム開発	40	5.0	58.7	63.7
八十二キャピタル(株) 1984年9月17日	長野市大字南長野南石堂町 1282番地11	投資業務	200	10.0	31.0	41.0
八十二オートリース(株) 2005年10月3日	長野市大字中御所岡田 218番地14	リース業務	100	-	100.0	100.0

(2019年6月21日現在)

子会社等の主要な事業内容及び組織構成

当行及び当行のグループ会社は、当行と連結子会社9社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などさまざまな金融サービスを提供しています。



(注)グループ会社には、この他に有限会社こだまインベストメント及び投資事業組合などがありますが、重要性が乏しいことから連結決算上は非連結としています。

主要な業務の内容

- 1 預金業務
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、譲渡性預金及び外貨預金を取扱っています。
- 2 貸出業務
(1)貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っています。
(2)手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っています。
- 3 商品有価証券売買業務
国債等公共債の売買業務を行っています。
- 4 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。
- 5 内国為替業務
送金、振込及び代金取立等を取扱っています。
- 6 外国為替業務
輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っています。
- 7 社債受託及び登録業務
社債受託業務、公共債の募集受託等に関する業務を行っています。
- 8 信託業務
(1)特定障害者扶養信託
相続税法の規定に基づき、特定障害者の方の生活の安定を図ることを目的として、個人が特定障害者の方を受益者として設定する信託です。

(2)公益信託
教育助成、国際研究協力、自然環境の保全等の公益を目的として設定する信託です。この信託は、金銭信託・有価証券の信託等の形態により受託しています。

上記のほか動産の信託、土地信託、不動産管理信託を取扱っています。

9 附帯業務

- (1)代理業務
 - ①日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務
 - ②地方公共団体の公金取扱業務
 - ③勤労者退職金共済機構等の代理店業務
 - ④株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
 - ⑤日本政策金融公庫等の代理貸付業務
 - ⑥信託契約代理業務
- (2)保護預り及び貸金庫業務
- (3)有価証券の貸付
- (4)債務の保証(支払承諾)
- (5)金の売買
- (6)クレジットカード業務
- (7)投資信託・保険商品の窓口販売
- (8)公共債の引受
- (9)コマーシャルペーパーの取扱い
- (10)金融商品仲介業務
- (11)確定拠出年金運営管理業務

(2019年5月31日現在)

コーポレートガバナンス

基本的な考え方

当行では、経営理念「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」を実現するために、当行が行うすべての企業活動を律し、八十二銀行グループの存続および企業価値の向上と社会的責任を果たすための基本原則として、「コーポレートガバナンス原則」を定め公表しています。

「コーポレートガバナンス原則」においては、「お客さま」「株主」「職員」「地域社会」の各ステークホルダーに対する基本姿勢および企業統治、法令遵守と企業倫理、情報開示に係る基本姿勢等を定めています。

また、適切な経営管理のもと、当行およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備と適切な運用に向けて「内部統制システムの整備に関する基本方針(業務の適正を確保する体制)」を定めています。



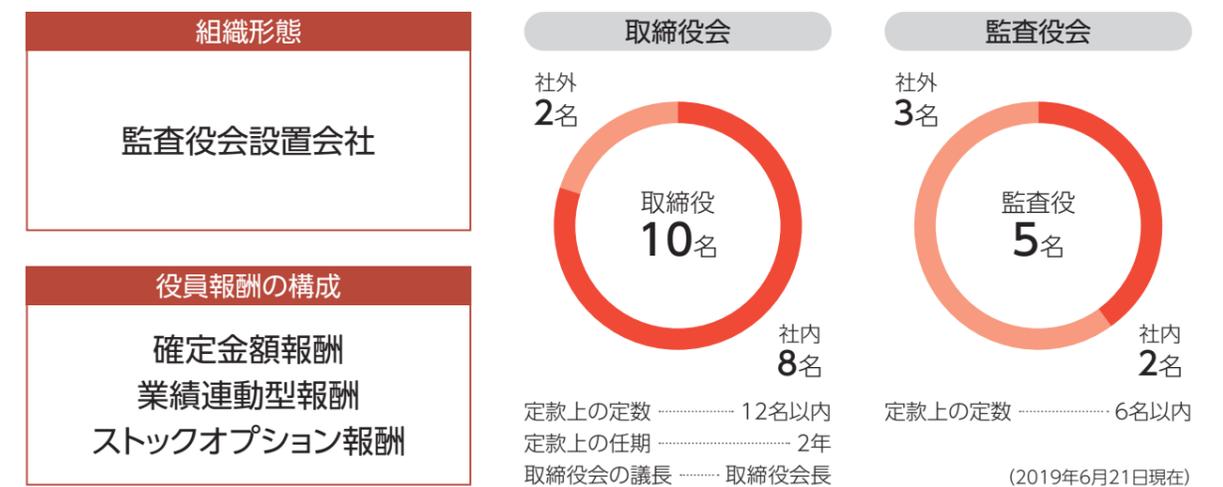
コーポレートガバナンス原則
<https://www.82bank.co.jp/about/governance/gensoku.html>



内部統制システムの整備に関する基本方針(業務の適正を確保する体制)
<https://www.82bank.co.jp/about/governance/naibutousei.html>



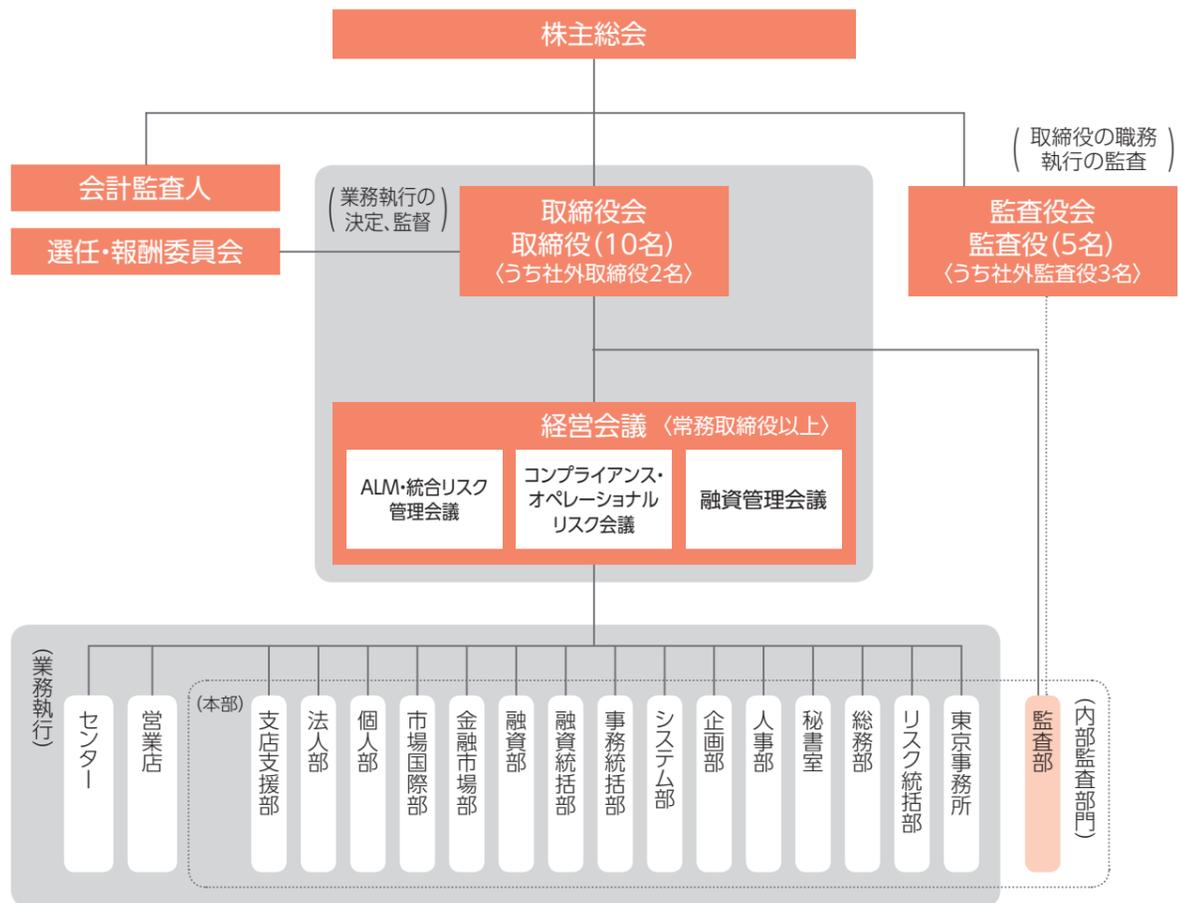
企業統治の体制の概要



コーポレートガバナンス向上のための主な取組み



コーポレートガバナンス体制



(2019年6月21日現在)

取締役会

15回
(2018年度開催回数)

原則毎月1回以上開催しています。実質的な議論を行うとともに、相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行体制を確保しています。

経営会議

45回
(2018年度開催回数)

日常的な業務執行の決定ならびにそれら業務執行の監督に当たることを目的として、経営会議を設置しています。原則毎週開催し、経営上の重要事項について協議・決定するほか、その事前審議を経て取締役会において執行決定を行っています。執行業務の内容に応じ、ALM・統合リスク管理会議、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議、融資管理会議を設けています。

監査役会

15回
(2018年度開催回数)

原則毎月1回開催し、各監査役は取締役会から独立した立場で、会計監査人や内部監査部門とも連携して取締役の職務執行を適切に監査しています。

監査部

内部監査部門である監査部は、取締役会の直属組織とした約40名体制で、毎年度取締役会で決議する内部監査方針に基づき内部監査を実施しています。

会計監査人

有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び、会計監査を受けています。

取締役会の実効性評価

当行は、毎年、当行の取締役会の規模・構成・運営方法・審議状況・支援体制その他の取締役会がその役割・責務を果たす上で重要と考えられる事項について、各取締役・監査役の自己評価を踏まえ、取締役会の実効性について分析・評価を行うとともに課題の共有化を図っています。

2018年度は、取締役・監査役が、「取締役会の実効性に関するアンケート」に基づき自己評価を実施したうえで、その評価結果を取締役会で審議しました。結果の概要は以下の通りです。

評価結果

- ・全体として取締役会は十分に機能している。また、取締役会の実効性に関する分析・評価については、「分析・評価→課題抽出・共有→改善・対応→報告・検証」のサイクルが確立している。
- ・取締役会の運営については、様々な対応策を実施し改善が図られているものの、「業務に対する取締役会・取締役・監査役の知識や理解の向上」や、「取締役会運営方法の改善」について、更なる向上に向けた継続的な取組みが必要である。

社外役員のサポート体制

・社外取締役に対するサポートは、企画部が担当しています。また、社外監査役に対するサポートは、監査役会事務局に専任の補助使用人を配属しています。

・金融機関経営および銀行業務に固有の事項や取締役会で審議される議案に関する事項等について、社外役員の理解の一助として、業務に関する説明会、行内見学会等を随時実施しています。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

・当行の取締役の報酬は、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬で構成されています。確定金額報酬は月額25百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、ストックオプション報酬額は「株式報酬型ストックオプション」とし、新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てることを株主総会で決議しています。それぞれの報酬額の配分は取締役会に一任されています。

・監査役の報酬は、確定金額報酬とし、月額8百万円以内とすることを株主総会で決議しています。報酬額の配分は監査役会の協議に一任されています。なお、取締役会は取締役および監査役の報酬に関する事項について、「選任・報酬委員会」の助言・提言を受けています。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別		
			確定金額報酬	業績連動型報酬	ストックオプション報酬
取締役(社外取締役を除く)	9	318	189	60	68
監査役(社外監査役を除く)	3	58	58	—	—
社外役員	5	27	27	—	—

(注)員数には当事業年度に退任した取締役1名および監査役1名を含めております。

法令遵守・お客さま保護体制

コンプライアンスへの取り組み

当行では「高いコンプライアンス意識の確立」を経営の最重要課題として位置付け、取締役会が制定した「コンプライアンス基本方針」に沿って、健全で透明性の高い経営の実現を目指しています。

コンプライアンス基本方針

1. 法令および行内規程等を十分理解し、遵守する
業務に必要な関係法令や行内規程等の理解を深めるとともに、何が社会規範であるかを常に意識し、コンプライアンスを実践していきます。
2. 八十二銀行の一員として、常に良識ある行動をする
地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わるものの一員として、一人ひとりが常に社会の常識に基づき、自分を律していきます。
3. 自分がとるべき判断・行動に迷ったときには、全ての役職員は、八十二銀行の利益よりも、法令・社会規範等を優先させる
公正な企業活動を徹底するために、八十二銀行の利益と、コンプライアンスに合う行動とが相反する場合には、法令や社会規範等を優先させます。

体制

常務取締役以上による経営会議の特定目的会議として、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議を設置し、コンプライアンス体制の整備・強化のための協議を通じて、コンプライアンスの徹底を図っています。

リスク統括部を「コンプライアンス統括部署」と位置付け、コンプライアンスに関する問題の一元管理及びこれに関する調査・指導を行い、全部店に配置している「コンプライアンス責任者」と連携してコンプライアンス重視の風土醸成に努めているほか、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として、毎年度、取締役会で「コンプライアンスプログラム」を策定し、職員の研修などを実施しています。

また、行内に内部通報窓口を設置し、万が一不適切な事象が発生した場合には速やかに報告・対応する体制を整備しています。なお、当該体制の状況につきましては、取締役会で定期的に検証しています。

コンプライアンスマニュアル

取締役会の承認を経て制定している「コンプライアンスマニュアル」は当行のコンプライアンス基本方針及び体制について解説した「総論」、具体的な局面ごとの考え方や行内手続きを定めた「コンプライアンス行動基準」の2部にて構成されており、全役職員に周知し、日常における判断や行動の前提として徹底を図っています。

反社会的勢力に対する取り組み

当行は、取締役会が制定した「反社会的勢力に対する基本方針」を遵守し、当行に対する信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保に努めます。

なお、この取り組みの一環として、普通預金規定などに「暴力団排除条項」を導入し、相手方が反社会的勢力であることが判明した場合には警察などの外部機関と連携して速やかに当該取引を解消することとしているほか、警察などの外部機関とも連携しながら反社会的勢力の情報を収集し、取引開始時の該当性チェックの徹底により取引防止に努めています。また、グループ会社についても、当行と同様の取り組みを進めています。

反社会的勢力に対する基本方針 ▶ <https://www.82bank.co.jp/law/antisocial.html>



お客さま保護のための取り組み

当行は、取締役会が制定した「お客さまの保護等に関する方針」を遵守し、お客さまの財産・情報・その他の利益の保護及びお客さまの利便性の向上に努めています。

お客さまの保護等に関する方針 ▶ <https://www.82bank.co.jp/law/protection.html>



体制

常務取締役以上による経営会議の特定目的会議として、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議を設置し、お客さま保護に関する体制の整備・強化のための協議を通じて、お客さま保護の徹底を図っています。リスク統括部を「お客さま保護に関する統括部署」と位置付け、各業務部門における商品・サービスのお客さまへのご説明、お客さまからの苦情・相談・要望の受付と対応、お客さま情報・外部委託・利益相反に関して、適切かつ十分な管理を行っています。なお、当該体制の状況につきましては、取締役会で定期的に検証しています。

商品・サービスのお客さまへのご説明

当行がご提供するすべての金融サービスについて、お客さまにご納得いただいたうえで最適なサービスをお選びいただくため、適切かつ十分なご説明が行えるよう職員の研修・教育に取り組んでいます。

特に、投資信託・外貨預金・個人年金保険など、元本割れリスク等がある商品につきましては、お客さまにご理解いただく事項を定め、わかりやすくご説明することを徹底しています。また、当該状況につきましては本部でモニタリングし、必要に応じて改善を図っています。

お客さまからの苦情・相談・要望への取り組み

お客さまからの苦情・相談・要望につきましては真摯に受け止め、再発防止及び改善に取り組んでいます。また、その内容は本部に集約し、役職員共有のうえ、お客さまにご満足いただける金融サービスをご提供するため職員の研修・教育などに取り組んでいます。

また、お客さまのご意向に応じて、中立・公正な第三者機関の関与により紛争を解決する裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)をご紹介します。当該制度を介した苦情・紛争解決にも取り組んでいます。

■ 当行が契約している指定紛争解決機関

連絡先: 全国銀行協会相談室	連絡先: 信託協会信託相談所
電話番号: 0570-017109又は03-5252-3772	電話番号: 0120-817335又は03-6206-3988

個人情報保護への取り組み

当行では、お客さまからお預かりした個人情報を当行の大切な財産と考え、「個人情報保護宣言」に基づき厳格に管理しています。*「個人情報保護宣言」につきましては、ホームページで公表しています。

外部委託管理への取り組み

お客さまとのお取引に関連して、当行の業務を外部委託する場合には、お客さま情報の管理やお客さまへのサービスのご提供などが適切に行われるよう、外部委託先の状況を立入等により定期的に確認し、監督しています。

利益相反管理への取り組み

お客さまとの取引に際しましては、「利益相反管理方針」に基づき、お客さまの利益を不当に害することのないよう業務を遂行していきます。*「利益相反管理方針」の概要につきましては、ホームページで公表しています。

金融犯罪未然防止への取組み

マネー・ローンダリング等防止の取組み

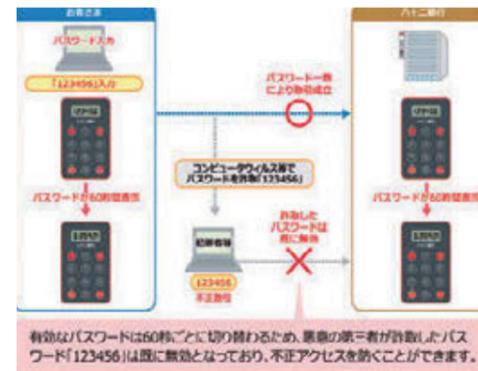
マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスクは金融取引の複雑化や犯罪手法の巧妙化によって、より一層高まっており、当行ではこれらの防止を徹底しています。

新規口座開設など新たな取引開始時に加え、既にお取引があるお客さまについても、外国へのお振込などお取引の内容、状況等に応じて、お取引に関する目的や資料等をご確認させていただいています。

インターネットバンキング不正取引防止の取組み

ワンタイムパスワード

インターネットバンキングでの振込等のお取引の際に、パスワード生成機「トークン」に表示される一度しか使えない「ワンタイムパスワード」を入力いただけます。有効なパスワードは60秒ごとに切り替わるため、万一誰かにパスワードを盗み取られても悪用される心配はありません。



インターネットバンキング専用ウィルス対策ソフトの提供

パソコンをコンピューターウイルスに感染させ、偽画面へ誘導するなど、お客さまの情報を不正に盗み取る犯罪が多発しています。これらの被害を防止するため、当行ではインターネットバンキング専用ウィルス対策ソフト「Rapport(ラポルト)」(無料)のご利用をおすすめしています。

特殊詐欺未然防止の取組み

ATMによる注意喚起

お客さまが振込のためにATMを操作する際、画面表示と音声により注意喚起を実施しています。

窓口の対応

高齢のお客さまから多額の振込や現金引出しの依頼があった場合には、お使いみちなどのヒアリングや資料を確認させていただくことにより、詐欺の未然防止に努めています。金融犯罪を水際で防止し、お客さまに安心してお取引いただけるよう各種対策を講じています。

Topics 特殊詐欺未然防止の対応事例

諏訪南支店では、特殊詐欺を未然に防止したとして、諏訪警察署から2018年8月に感謝状を拝受しました。

【事件内容】70代のお客さまから当店の職員宛に、「息子に渡すために現金を引き出したい」との相談のお電話がありました。お話の内容から特殊詐欺を疑った職員は、すぐにご自宅を訪問。その場で息子さんと連絡を取ったところ、特殊詐欺であることが発覚。日頃から接点がある当行職員に真っ先に相談してくださったことで、特殊詐欺を未然に防ぐことができました。



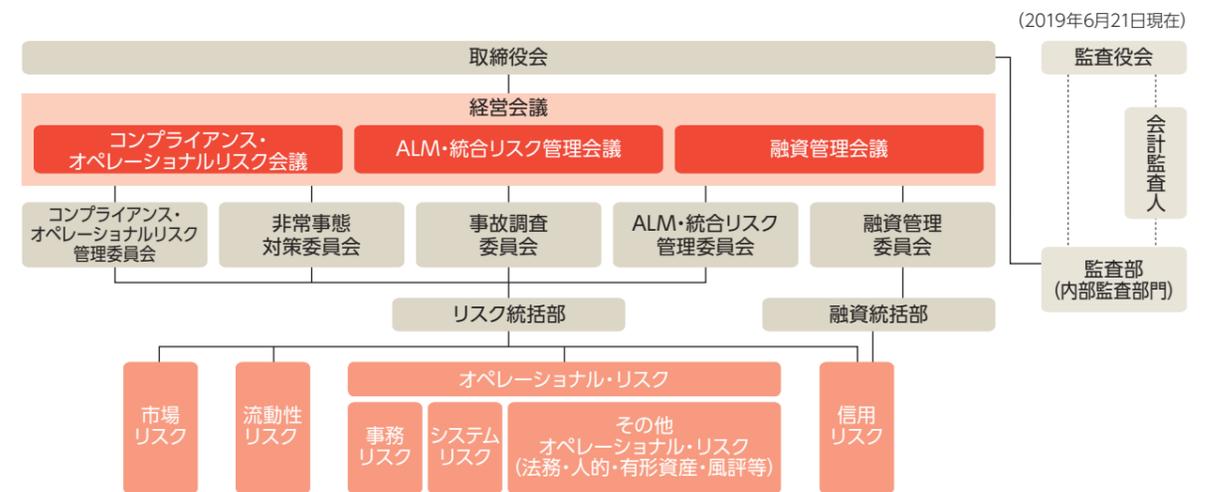
リスク管理体制

統合的リスク管理体制

当行では、経営の健全性及び業務の適切性を確保することを目的に統合的リスク管理に関する基本方針を取締役会で定めています。

管理対象とする主要なリスクを下図の信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクと定め、これらリスクを統合的に管理し、経営層の意思決定に反映させることにより、経営体力に見合った適正な水準へリスクを制御するとともに、リスクの状況に見合った収益計画・経営資源の配分などを実施しています。

また、常務取締役以上による経営会議の特定目的会議として、ALM・統合リスク管理会議、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議及び融資管理会議を設置しています。ALM・統合リスク管理会議では、市場リスク、信用リスク、流動性リスクについて、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議では、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスクについて、融資管理会議ではより細分化した信用リスクについて、それぞれ管理体制全般に関する事項を協議又は決定しています。



[ALM・統合リスク管理] (ALM=Asset and Liability Management 資産負債総合管理)

当行では、常務取締役以上による経営会議の特定目的会議として、ALM・統合リスク管理会議を定期的開催し、主に市場リスク・信用リスクを中心としたリスク管理体制や収益増強の基本方針を協議するなど、ALM・統合リスク管理体制の強化に努めています。

具体的には、金利・経済環境予測をもとに当行が抱える金利・価格変動・為替などの各市場リスクを的確に把握するとともに信用リスクについても定量把握を行い、適切なリスクコントロール策を協議しています。

特に金利リスク管理においては、ALM手法の充実・リスクヘッジ手段の活用などにより、お客さまのニーズにお応えしつつ、安定的な収益を確保できる資産・負債構造の構築に努力しています。

金融環境の変化に伴う資産・負債構造の変化と収益面への影響に的確に対応するため、今後ともALM・統合リスク管理体制の強化に努めていきます。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況変化などにより銀行の資産の価値が減少もしくは消滅し、損失を被るリスクをいい、銀行業務の根幹となるリスクです。

信用リスク管理体制

当行は、信用リスクを内包する資産の健全性の維持・向上を図るため、国内外及びグループ全体の信用リスクについて把握・管理していく体制を整備しています。

具体的には、リスク統括部信用リスク管理グループが、債務者格付制度を含む「内部格付制度」の「企画・設計」及び「運用の監視」、過度の与信集中排除を柱としたポートフォリオ管理を統括しています。また、融資統括部資産査定指導グループが「内部格付制度」の「運用」を、融資部及び融資統括部を中心とした関係部が「適切な個別与信管理」を行う体制としています。さらに信用リスク管理の適切性について、監査部が各部門の業務の監査を行っています。

債務者格付制度

当行では、与信取引先の財務状況や資金繰りなどのデータをもとに、与信取引先を13区分の格付に分類しています。1年ごとの定期的な見直しに加え、業況変化などに応じた随時見直しを通して与信取引先の実態把握に努めており、これらの結果を審査・個別与信管理、貸出金利のプライシング、信用リスク定量化・与信ポートフォリオ管理などに幅広く活用しています。

与信ポートフォリオ管理

大口先や特定業種への与信集中の状況を定期的にモニタリングするとともに、格付別・業種別などのさまざまな観点から与信ポートフォリオに内包される信用リスクを計量化して把握し、格付別・業種別などの与信上限額の設定などの対応をとることにより過度のリスクが発生しないようコントロールしています。

個別与信管理

審査部門については営業推進部門から分離し、相互牽制が適正に機能する体制としており、営業店及び融資部審査グループを中心に基準に従った厳格な審査を実施するとともに、与信取引先の途上与信管理の徹底により、債権の劣化防止を図っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、市場の変動によって損失が発生するリスクで、金利変動によって発生する金利リスク、有価証券などの価格変動により発生する価格変動リスク、為替相場の変動により発生する為替リスクなどがあり、これらのリスクは近年ますます複雑化・多様化しています。

当行ではリスクとリターンのバランスを適切に保ち、リスクテイクを適正規模に調整するため、市場環境・経営体力などを勘案し、半期ごとに市場リスク管理方針を定めています。市場リスク管理方針では、取引の種類・取引先ごとに取扱うことのできるリスクの最大量・損失の限度などを定め、各取引担当部署はこの限度の範囲で業務遂行するほか、リスクの状況を毎日担当役員に報告し、迅速で適切な対応を実践しています。

市場リスクの計測にあたっては、VaR(バリュー・アット・リスク)を主要指標とし、評価損益の状況やBPV

(ベシス・ポイント・バリュー)も用いて管理・分析を行っています。また、VaRだけでは十分に捉えられないリスクを補完するためストレス・テストを実施しています。具体的には過去のストレスイベントや当行に重大な影響を及ぼしうる最悪シナリオを想定して予想損失額などを把握しています。

また、業務管理面では、取引執行部署(フロントオフィス)、当該取引にかかる事務処理部署(バックオフィス)、リスク統制・管理部署(ミドルオフィス)を明確に分離し、相互に牽制する体制となっています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、金融環境の悪化や当行の信用状況の変化などにより、業務に必要な資金を確保できなくなったり、通常より著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされるリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱などにより市場取引ができなくなったり、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされるリスク(市場流動性リスク)をいいます。

当行では、当行を取巻く環境変化など流動性リスクに与える要因の特定・分析・評価をもとに、リスクの顕在化を抑制するため年度ごとに流動性リスク管理方針を定めています。

流動性リスク管理方針では、流動性リスク管理における限度額などを定め、流動性リスク統括部署であるリスク統括部が、先々の市場調達額が過大とならないよう日次で管理しています。

また、短期間で資金化可能な資産を一定額以上保有することで、金融市場環境の急変などの不測の事態においても、円滑な資金繰り運営ができるよう万全の体制を整えています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはコンピュータ・システムが不適切であること、又は外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことで、当行では、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク(法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等)に分類してリスク管理を行っています。

当行では、オペレーショナル・リスク顕在化の未然防止並びに影響の極小化を図るため、オペレーショナル・リスク管理基本方針を定め、管理体制の継続的な強度・高度化に取り組むほか、対処すべきオペレーショナル・リスクを適切に把握・評価するため、年度ごとにリスクアセスメントを実施し、本部の業務所管部が、オペレーショナル・リスクの低減活動を実施しています。業務管理面では、オペレーショナル・リスク管理の統括部署であるリスク統括部が、各業務所管部のリスク管理状況を管理・監督することにより、リスク管理の実効性と内部牽制を確保しています。

業務継続体制の整備について

当行は、銀行業務の公共性を踏まえ、地震・風水害等の自然災害や金融危機が発生した場合においても、預金払戻しや資金決済などの重要な業務を継続し、あるいは早期に再開・復旧させるため、業務継続計画(BCP)を定めています。

また、業務継続計画の充実に向け、リスクアセスメントにより策定された改善活動に年度ごと計画的に取り組んでいるほか、非常事態対応訓練を定期的実施し実効性の向上を図っています。